

平成 17 年 3 月 16 日

職員の皆様

過半数代表 坂本 功

職員集会開催のお知らせ

3 月 7 日のメールでお知らせしましたように、H16 年度の時間外労働に関する協定について、年間限度を 720 時間までとするよう改訂したい旨の申し入れを受けています。この間、協定の改訂について当局との折衝も行っているため、経過の報告とともに、今後の対応について議論したいと思います。次年度の時間外労働などについても取り上げる予定です。

お忙しい時期ではありますが、皆様ご参集下さい。昼食を持ってお集まり下さい。

日時：3 月 22 日(火曜) 12:10～12:55

場所：大学会館 3 階 第 5、6 会議室

(お願い：このメールを受け取られていない方がおりましたら、転送などにより集会をお伝え下さい。)

-----3/7 付けのメールを再録しておきます。-----

さて、年度末の忙しい時期ではありますが、大学当局より、平成 16 年度の「時間外労働及び休日労働に関する協定書」(「36 協定」)について改訂の申し入れがありましたので、皆様にお諮りいたします。(申し入れ書面は下方に掲載してあります。)改訂の内容は、「時間外労働を年間 720 時間まで延長できる」とするものです。改訂の必要性について当局は、労働基準監督署からの勧告に基づいて職員の労働時間を調査したところ、年度末での時間外労働の総計が 360 時間超となる職員が 20 数名にも達することと、中には 700 時間を超える職員もいることが明らかになったためだと説明しています。

現行の「36 協定」は「労働時間の延長の限度等に関する基準(厚生労働省告示第 355 号)」の上限である 1 日 4 時間、11 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間を時間

外労働の限度としています。特別な場合として、例えば期限の限られた業務を実施する必要があるときなど、月 80 時間の延長を年 2 回まで認めることにはなっていますが、年 360 時間の制限を超えて良いわけではありません。従って 360 時間を超えて時間外労働が行われている現状は、労働基準法に違反していることとなります。

「36 協定」を締結することによって、使用者は協定を遵守し、時間外労働についての労働時間を適正に把握、管理する責務を負います。厚生労働省も「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する指針(基発339号)」を設け、時間管理のあり方について具体的措置を指示しています。しかしながら、今回の調査結果は、使用者が協定内容を無視していたことや、また労働時間の管理を適正に行なってこなかったことなどを露呈するものとなりました。協定に違反した時間外労働が行われた主な要因がここにあることは明らかであり、これを踏まえ使用者は早急に事態を分析し、適正な管理が行える職場環境を築いて行かねばなりません。本年度は法人初年度であり、使用者及び職員ともに、大学運営にあたって試行錯誤が要求され、多くの問題や困難があったことは理解できることではありますが、これをもって使用者の責務が免ぜられるわけではありません。

過半数代表としては、「36 協定」の改訂申し入れに対し、どのように臨むべきか、皆様の意見を伺いたいと思っております。申し入れに対する意見や要求、申し入れにたいする諾否などを含めてご検討下さい。

二度とこの様な事態を起こすことがないように、使用者及び職員が労働時間の短縮や職務の内容などを検討し、時間短縮や業務の合理化を具体化できる「時短や、仕事の合理化を推進する委員会」(仮称)の設置を厳に要求して行くつもりです。

尚、「改定申し入れ」の最後に、次年度の時間外労働時間を年間 540 時間とする意向が伝えられていますが、「労働時間の延長の限度等に関する基準」に照らし 360 時間とすることが適当であると考えています。

-----当局からの申し入れ-----

時間外労働及び休日労働に関する労使協定について

御器所地区過半数代表殿

標記の件について、説明しましたように、年間360時間を超える実態があるため、36協定の改訂の必要性について名古屋東労働基準監督署に確認をしたところ、再締結するように指導がありました。

については、改訂案を添付ファイルで送信しますので内容の確認をお願いします。

また、よろしければ早急に締結して、名古屋東労働基準監督署に提出したいと存じます。

なお、改訂案は、現行36協定の第6条の特別な事情による時間外労働の延長の条文に、以下を追加しました。

「また、労使の協議を経て、1年の限度時間を720時間とすることができる。」
(現行の協定は http://www.nitunion.jp/kyoutei_04r.pdf に掲載してあります。)

実態として、年間の時間外労働は、713時間のマックス見込みがありますので、720時間とさせていただきました。

来年度の時間外労働に関する36協定は、年間540時間をと考えておりますので、予めお知らせします。

月45時間 * 12月 = 540時間
